

今後の責任準備金及び預金保険料率に関する考え方等について

2022年2月10日

預金保険料率に関する検討会

預金保険料率に関する検討会 メンバー

座長	岩原 紳作	早稲田大学法学学術院法学部 教授
副座長	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科 教授
	大槻 奈那	名古屋商科大学ビジネススクール 教授 ・ マネックス証券株式会社 専門役員
	翁 百合	株式会社日本総合研究所 理事長
	正願 隆一	預金保険機構 理事
	鳥谷 礼子	一般社団法人環境金融研究機構 理事
	宮本 勝弘	山陽特殊製鋼株式会社 代表取締役社長
	森下 哲朗	上智大学法学部 教授
	家森 信善	神戸大学経済経営研究所 所長
金融業界	阿部 学	株式会社商工組合中央金庫 常務執行役員
	市川 崇	一般社団法人全国信用金庫協会 常務理事
	伊藤 文彦	株式会社三井住友銀行 常務執行役員
	中野 俊彰	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 執行役常務兼執行役員
	日當 隆文	株式会社北洋銀行 常務取締役
	福井 満	一般社団法人全国労働金庫協会 常務理事
	八木 稔	株式会社静岡銀行 代表取締役副頭取
	矢野 晴巳	株式会社ゆうちょ銀行 専務執行役
	吉澤 守	一般社団法人全国信用組合中央協会 専務理事
オブザーバー	金融庁 財務省 日本銀行	

(敬称略・五十音順)

I. はじめに

預金保険制度は、加盟金融機関が預金保険機構（以下「機構」）に納付する預金保険料を原資として、金融機関が破綻した際に機構が預金者に保険金を支払うことなどによって、預金者の保護等を図り、金融システムの安定性を維持するための制度である¹。1971年の制度発足から、2021年で50年を迎えた。

この間、1990年代に入るまで預金保険が発動されることはなかったが、バブル経済崩壊後、金融機関の破綻が増加し金融危機の状況となった。1996年度からは時限的に預金等の全額保護措置が講じられ、機構は多数の金融機関の破綻に対処するため、累計で約19兆円の資金援助（金銭贈与）を実施してきた（うち保険金支払コスト内約7.6兆円、保険金支払コスト超約11.4兆円²）。

預金保険料率は、1986年度以降0.012%とされていたが、1996年度に0.048%に引き上げられるとともに、1996年度から2001年度まで特別保険料（料率0.036%）が設けられた（実効料率としては0.084%に引き上げられた）³。しかし、保険金支払コスト超の部分の資金援助を負担する特例業務勘定（2002年度末に閉鎖）において、その原資となる特別保険料が約1.2兆円にとどまる中、10兆円超の国費投入が同勘定に対して行われることとなった⁴。保険金支払コスト内の資金援助を負担する一般勘定においては、その欠損金がピーク時（2002年度末）には4兆円を超える状況となった。

特別保険料廃止後の預金保険料率（実効料率）は、一般勘定の借入金の早期解消等の観点から引き続き0.084%に維持され、一般勘定の欠損状態は2010年度に15年振りに解消された。

¹ 金融機関（預金保険の対象金融機関）が破綻した場合、機構は、預金保険の対象となる預金等（付保対象預金＜被保険預金＞）のうち付保預金（予め定められた範囲内で実際に保護される預金等＜現行制度下では、決済用預金は全額、一般預金等は1金融機関ごとに預金者等1人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等＞）について、預金者等に保険金の支払を行う（保険金支払方式）か、破綻金融機関の事業を引き継ぐ救済金融機関等に資金援助を行う（資金援助方式）ことにより、その保護を行うのが原則である（破綻に伴う混乱を最小限にとどめる等の観点から、これまでの金融機関の破綻処理では資金援助方式が用いられており、保険金支払方式が用いられたことはない）。

² 保険金支払コストは、破綻処理において機構が付保預金につき保険金支払を行うときに要すると見込まれる費用である。破綻処理において資金援助（金銭贈与）を行う場合も含め、機構の一般勘定は、保険金支払コストの範囲内で費用を負担することとされている。

³ 金融機関が納付すべき預金保険料の額は、前年度の付保対象預金（特定決済債務を含む）の額に預金保険料率を乗じて算出される。2020年度における付保対象預金は約1,214兆円であり、うち付保預金（推計値、以下同様）は約861兆円。2020年度の保険料収入は約3,678億円。

⁴ 累計で10兆4,326億円の交付国債償還が行われた。なお、整理回収機構が過去に破綻金融機関から買い取った不良債権に係る回収益等は国庫納付することとされており、2003年度～2022年1月までの間、累計で9,701億円が国庫に納付されている。

その後、機構が2011年に設置した「預金保険料率に関する調査会」及び2014年に設置した「預金保険料率に関する検討会」（以下「前回検討会」）の報告書⁵の内容を踏まえ、大きな流れとしては、2012年度から2021年度までの10年間において、2021年度末に責任準備金⁶を5兆円程度まで積み立てることを目標とし、それが可能となるように預金保険料率を設定してきた。5兆円という金額は、一般勘定が欠損状態となるのを回避するために、1990年代半ばから2000年代初の金融危機前（1994年度末）に責任準備金がどの程度必要であったかを考えた場合、約4.9兆円（1994年度末責任準備金約0.9兆円＋欠損金のピーク額約4兆円）必要であったと算定できることを踏まえたものである。

金融機関の破綻が2010年の日本振興銀行の破綻⁷以降生じていないもとの、2021年度末の責任準備金は目標としてきた5兆円程度に達する見通しとなっており、預金保険料率（実効料率）は2021年度の0.031%まで引き下げられてきた。

こうした中、機構では、2021年7月、2022年度以降の責任準備金や預金保険料率のあり方等について中長期的な観点を踏まえて検討するため、「預金保険料率に関する検討会」を改めて設置し、今般、以下のように議論を取りまとめた。

II. 責任準備金の事前積立の重要性等

一般勘定において事前に十分な規模の責任準備金を積み立てておくことは、金融機関破綻時に預金保険により預金者を保護し、預金への信託を維持するだけでなく、金融システム全体に対する内外からの信頼を確保し、個別金融機関の破綻がシステムリスクの顕現化に繋がる事態を回避するために不可欠である。

また、事前積立は、危機発生時に責任準備金の不足に起因して預金保険料率の引上げが必要となる状況を回避し、プロシクリカリティ（景気循環増幅効果）を抑制する観点からも重要である。さらに、破綻金融機関が保険料負担を免れる事態を避けるためにも必要である。

預金保険制度に関する国際基準である「実効的な預金保険制度のためのコアとなる諸原則（コア・プリンシプル）」（国際預金保険協会）及びそれに基づく

⁵ 預金保険料率に関する調査会報告書「今後の預金保険料率のあり方等について」（2012年3月）、預金保険料率に関する検討会報告書「中長期的な預金保険料率のあり方等について」（2015年1月）を参照。

⁶ 責任準備金は、預金保険料等により、一般勘定における準備金として積み立てられる（2020年度末約4.7兆円）。

⁷ 2010年9月に破綻した日本振興銀行については、倒産手続（民事再生手続）を用いた定額保護による破綻処理が初めて行われた。

「事前積立に関する強化ガイダンス」(同上)も、各国の預金保険制度の資金調達は事前積立方式によるべきであり、預金保険の費用負担の責任は加盟金融機関が負うべきであるとしている。

現行の預金保険制度では、仮に金融危機対応措置⁸がとられた場合には、保険金支払コスト超の資金援助を行うことも可能となるが、保険金支払コスト超の部分は危機対応勘定の負担となり、同勘定において金融機関から事後的に負担金を徴収することが想定されている⁹。その際に一般勘定の責任準備金が十分でなく、預金保険料率を引き上げる事態となれば、金融危機対応措置がとられるような金融システムの状況等のもとで、金融機関全体として、負担金の徴収と合わせて過大な負担が生じる可能性がある点にも留意する必要がある¹⁰。

なお、この間、協同組織金融機関については、各業態内の個別金融機関の経営悪化を未然に防止する等の観点から、自主的な取組みとして資本増強制度等の相互支援制度が構築・運用されてきている。

Ⅲ. 預金保険制度を巡る国際的な動向

1. 諸外国の動向

海外主要国の預金保険制度の状況をみると、2000年代後半の世界金融危機を踏まえ、預金保険基金の事前積立を含む制度の強化策を、以下のように着実に実施してきている。

(1) 米国

世界金融危機時における金融機関の破綻処理への対応等により、FDIC(連邦預金保険公社)に設置されている預金保険基金(Deposit Insurance Fund)の

⁸ 我が国又は金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障を生ずるおそれがあると内閣総理大臣が認めるときは、金融危機対応会議の議を経て実施される措置(預金保険法第102条第1項)。また、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると内閣総理大臣が認めるときは、金融危機対応会議の議を経て、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を講じることを可能とする制度整備もなされている(預金保険法第126条の2第1項。金融機関等の秩序ある処理も危機対応勘定を用いて行われる)。このように、システミックリスクの顕現化が懸念されるような危機的な状況下では、一般勘定のみに対応が委ねられるわけではなく、各種措置をケースに応じて適切に組み合わせ、危機対応勘定も用いて対応することが想定される。

⁹ 金融機関等の秩序ある処理の実施に要した費用については、金融機関等から事後的に特定負担金を徴収して充てることとなる。

¹⁰ 一般勘定、危機対応勘定とも、政府保証付きの借入れ等や日本銀行からの借入れによる資金調達が可能とされているが、状況によっては、預金保険料や負担金の徴収による借入金の返済等が長期に及ぶ事態となることも考えられる。こうした観点からも、責任準備金の事前積立は重要と考えられる。

残高は一時的にマイナスとなる事態が生じた。その後、ドッド=フランク法（2010年成立）で改正された連邦預金保険法により、預金保険基金の最低積立比率は1.35%（推定付保預金対比）に引き上げられ、2020年9月までに達成することとされた。これに基づきFDICは、その期限までに最低積立比率の達成を目指す基金の回復計画を策定した。

預金保険基金の積立比率は2018年9月に1.36%に達したが、その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下での政策対応や、個人・企業及び市場参加者の動向から、付保預金が急激な伸びを示したため、2020年6月には1.30%に低下し、最低積立比率1.35%を下回る状況となった。

これを受けてFDICは、2020年9月、連邦預金保険法に基づき、8年以内（2028年9月まで）に積立比率を少なくとも1.35%に回復させるべく、回復計画を策定した。この計画は、FDICが少なくとも半年毎に、預金保険基金の残高や積立比率に関する分析・予測をアップデートしていくことなどを内容としている。

2021年12月のFDIC理事会では、FDIC執行部として、不確実性はあるものの合理的な範囲の想定のもとで、積立比率は回復計画の期間終了時点より前に1.35%を回復すると引き続き見込んでいることなどが報告された。

また、2010年、FDICは預金保険基金の目標積立比率を2.0%（推定付保預金対比）に設定することを決定した（達成期限は定められていない）。これは、1950年以降の2度の危機時¹¹においても預金保険基金がプラスの状況を維持するため必要であった危機直前の積立比率について試算を行い、その試算結果に基づき設定されたものである。この目標積立比率2.0%については、FDICは毎年見直しを議論しているが、現在まで変更されていない。

(2) EU

預金保険指令の改正に先立ち、欧州委員会では2010年に影響評価（Impact Assessment）を実施し、その中で各国の預金保険基金の積立目標を1.5%（付保対象預金対比）と置いた。

その後の政治折衝を経て、預金保険指令の改正（2014年）により、各国の預金保険基金の積立目標を0.8%（付保預金対比）とし、2024年7月までの10年間で達成することとされた¹²。

また、こうした各国の預金保険基金とは別に、単一破綻処理理事会（Single Resolution Board）のもとに単一破綻処理基金（Single Resolution Fund）が設置され、2016年から2023年12月までの期間に少なくとも1.0%（付保預金

¹¹ 1980年代から1990年代初にかけての金融危機、2000年代後半の世界金融危機の時期。

¹² 2020年12月時点で付保預金比率0.65%、495億ユーロの積立てとなっている（各国合計ベースの計数）。

対比) の水準まで同基金を積み立てることとされている¹³。

2. 積立目標に関する国際的な動向

預金保険基金の積立目標に関する最近の国際預金保険協会のリサーチ・ペーパー¹⁴によると、同ペーパーのサーベイに回答した事前積立目標を有する 44 法域のうち、42 法域は付保預金額や付保対象預金額等を分母とした比率による積立目標を設定しており、金額ベースでの積立目標を設定している先は、日本とバハマの 2 法域のみとなっている。

このように国際的には、預金保険基金について事前積立目標を有しているほとんど全ての国々では、積立目標として、金額ベースではなく、付保預金等に対する比率を採用している。

IV. 5兆円程度の責任準備金に関する考え方

1. 前回検討会報告書の整理

前回検討会報告書においては、「平成金融危機以降、金融監督行政および自己資本比率規制の枠組みの強化、金融機関による自主的な自己資本の充実や不良債権の処理、リスク管理手法の高度化や体制強化が図られており、現時点の金融機関の破綻発生蓋然性や破綻発生時の対負債一般勘定支出率は、一般的には平成金融危機時よりも低下しているものと推測できる。こうした点を踏まえ、**「5兆円程度」の責任準備金は妥当な水準と考えられる**」とされた。

定性的評価ではあるが、我が国の金融危機時と、前回検討会時に主として参照された 2013 年度の状況を比較すると、預金が増加して金融機関の規模も大きくなっている一方で、2013 年度までの間に、破綻（倒産）リスクや、破綻発生時の損失率が一般的に低下していると推測されることを踏まえ、2013 年度時点で 5兆円程度を妥当な水準と評価したと考えられる。また、統計的手法を用いた推計や、機械的な試算による定量的な分析（後述）も一定程度行われた。

さらに、5兆円は 2013 年度時点で付保預金比率 0.7%程度に相当することを踏まえ、米国や EU との国際比較も行った上で、「平成 33 年度末までに 5兆円程度を目指す」との考え方は、海外との比較でも遜色ないと評価することが可能であるとされた。

¹³ 2021 年 7 月時点で約 520 億ユーロの積立てとなっている。

¹⁴ International Association of Deposit Insurers, “Deposit Insurance Fund Target Ratio,” Research Paper, July 2018.

2. 前回検討会時からの状況変化等

現状の我が国の金融システムは、全体として安定性を維持している。2013年度と足もと（2020年度）の状況を比較してみると、金融機関の預金は300兆円程度増加しているが、貸出は140兆円程度の増加にとどまっている¹⁵。こうした中でも、リスクアセットは増加し、リスク量は全体として趨勢的に増大している一方、自己資本の積増しも行われており、各業態とも、全体としてリスク量は自己資本の範囲内に収まっている^{16, 17}。もっとも、個別金融機関のリスク量対比でみた自己資本の充足度には、実際にはかなりバラつきがあるとみられる。金融機関を取り巻く競争環境についてみると、フィンテックが進展するもとで新たな担い手による金融サービスが拡がりを見せるなど、従来とは異なる変化も進んでいる。

この間、早期警戒制度の見直しや、フォワードルッキングな引当て等のリスク管理手法の高度化などの取組みもなされている^{18, 19}。ただし、これらによるリスク削減効果を定量的に評価し、預金保険制度の枠組みの中で具体的に考慮することは、諸外国の状況等をもみても、現時点では困難である²⁰。また、各金融機関の自己資本比率について2013年度と2020年度を対比してみると、規制上の所要自己資本比率の水準を超えている状況は変わらないものの、いずれの業態も

15 日本銀行「資金循環統計」による。預金取扱機関のうち、国内銀行及び中小企業金融機関等の合計。国内銀行は、預金を受け入れることを通じて金融仲介活動を行う機関のうち、その本体が国内法に準拠して設立された銀行及び長期信用銀行（国内銀行の銀行勘定のみが対象で、信託勘定は含まれない）。中小企業金融機関等は、信金中央金庫、信用金庫、全国信用協同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会、労働金庫、商工組合中央金庫、ゆうちょ銀行。預金は譲渡性預金及び外貨預金を除く。貸出は民間金融機関貸出。

16 預金の増加については、必ずしもリスクアセットを平行に増加させ、一般勘定に対して生じうる損失見込額を増大させるものではないため、単純に預金量に対する比率を目標とする場合には、実態との乖離が大きくなるよう留意して運用する必要があるとの意見があった。

17 リスクアセットの金額（国際統一基準行・国内基準行・信用金庫の合計＜信託銀行、信用組合等を除く＞）について2013年度と2020年度を対比してみると、2割程度増加している。

18 金融機能強化法による資本参加・資金交付制度といった措置もあるが、これらの措置は、地域における金融仲介機能の発揮等、異なる目的のために設けられたものであり、そうした措置があることをもって、預金保険制度の根幹である一般勘定の責任準備金の水準が低くてもよいとする考え方は適切ではないと考えられる。

19 「グローバルなシステム上重要な銀行」とされる金融機関については、総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備も進められてきた。もっとも、前回検討会において5兆円程度の責任準備金を妥当と評価した際に、そうした大規模な金融機関の破綻まで想定していたわけではない。

20 制度変更等の影響の定量的な評価が困難である点は、米国をはじめ海外でも指摘されている。

全体として低下している。これに関しては、バーゼルⅢへの移行に伴う影響²¹のほか、低金利環境の長期化に加え、人口減少・少子高齢化が進むもとの資金需要の減少といった構造的な要因も影響し、収益環境が厳しくなる中で、リスクアセット対比で利益による自己資本の積増しを十分に行うことが困難となっている状況も背景にあると考えられる²²。地域銀行の、中長期の予想デフォルト確率について、2000年代末から上昇基調にあるとの試算もなされている²³。さらに、過去の危機がそうであったように、次の危機がどのような形で生じるか正確に予測することは困難である。これらを踏まえると、金融機関の破綻により一般勘定に対して生じうる損失見込額が、破綻リスクと破綻発生時の損失率の観点から、2013年度以降減少しているかどうかは慎重に評価する必要があると考えられる²⁴。

こうした中で、2013年度から、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する前の2019年度までの間でも、一般勘定が金融機関全体に有するエクスポージャーである付保預金は2割程度増加している。この点、前回検討会では、金融機関がどの程度の規模で破綻すると、それに伴い一般勘定に対して生じうる損失が5兆円程度に達するかについての機械的な試算も行われた²⁵。これに関しては、前回検討会時に参照された2013年度の状況に比べ、預金が増加し金融機関の規模も大きくなる中で、5兆円程度で対処可能な破綻の規模は、足もとではより限定的になっており、逆に2013年度時点で対処可能とされた破綻の規模への対応に、足もとで必要な責任準備金額は5兆円程度を上回る状況となっている。

以上のように、2013年度時点から足もとにかけて一般勘定が抱えるリスクが低減しているとは言い難く、低金利環境の長期化、人口減少・少子高齢化が進むもとの資金需要の減少といった構造的な要因が影響し、金融機関の経営環境が厳しい状況にあることや、次の危機がどのような形で生じるかは見通し難いことを踏まえると、先行きも含め一概にリスクの減少を想定することは適切で

²¹ 2013年度と2020年度との対比では、自己資本についてはバーゼルⅢのもとで、調整（控除）項目が段階的に強化されたことや、地域銀行を中心に負債性調達等が経過措置の影響（算入上限額の減額）で減少していること等の影響も含む。

²² 株主に対する配当を含む各金融機関の経営戦略が影響している面もあり、金融機関によって状況が異なる点にも留意する必要があると考えられる。

²³ 金融仲介の改善に向けた検討会議報告書「地域金融の課題と競争のあり方」（2018年4月）15頁参照（金融機関の株価データから推計された、先行き5年の予想デフォルト確率〈Moody's 5 year forward expected default frequency〉に基づいている）。

²⁴ 預金保険は通常の保険とは異なり大数の法則が働くものではなく、破綻リスクが低下したとしても、現実に破綻が生じれば制度として適切に対処する必要がある以上、破綻リスクの低下が責任準備金や預金保険料率の水準を必ずしも低下させるとは限らないという意見もあった。

²⁵ 前回検討会報告書においては、「各業態の平均的な規模の金融機関が相当数破綻したとしても、「5兆円程度」の責任準備金で対応が可能な姿となっている」とされている。

はないことから、しっかりと備えをしておく必要があると考えられる。

V. 2022 年度以降の責任準備金及び預金保険料率について

1. 基本的な考え方

上記のような認識のもとで、2022 年度以降の責任準備金及び預金保険料率の枠組みについては、諸外国の動向等の国際的な観点や金融機関経営への影響等も踏まえ、以下のようにすることが考えられる。

(1) 積立目標

諸外国の状況も踏まえ、責任準備金の積立目標を、これまでの金額ベースから、一定の付保預金比率²⁶に移行することが考えられる。

これによって、付保預金比率等を積立目標としている諸外国で行われているように、預金の規模の変動に応じて責任準備金を調整していくことも可能となる。この点、前回検討会報告書においても、「諸外国では、目標水準を預金保険基金の絶対額ではなく、付保預金残高に対する基金残高の比率等で定めるケースが多い。市場規模が変動することを考慮すると、こうした目標の定め方も将来の点検にあたり検討に値するとの意見が多くみられた」とされていた。

その場合、米国における預金保険基金の目標積立比率に関する考え方を参考に²⁷、我が国の金融危機時にも責任準備金がプラスの状況を維持するため必要であった危機前（1994 年度末）の付保預金比率について試算してみると、前回検討会報告書にあるように、0.8%程度必要であったと考えることもできる²⁸。また、EU 各国の預金保険基金は 2024 年までに付保預金比率 0.8%を目指して積立てを行っている。こうした中で、上記のように前回検討会報告書において、5兆円が 2013 年度時点で付保預金比率 0.7%程度に相当し、海外との比較でも遜色ないと評価されていたことも踏まえると、今後の積立目標（付保預金比率）を 0.7%とすることが考えられる²⁹。

²⁶ 推計された付保預金に対する比率（推定付保預金対比）、以下同様。

²⁷ FDIC が行った試算については、Ⅲ. 1. (1) 第 5 段落の記述を参照。

²⁸ 我が国の金融危機時以降に預金保険制度に加入した金融機関が設立時あるいは預金保険制度創設時から預金保険制度に加入していたと想定した場合、付保預金比率 0.8%程度となる。また、金融機関の預金保険制度加入時期について上記の想定を置かない場合、付保預金比率 1.3%程度となる。

なお、一般勘定と特例業務勘定を合わせて保険金支払コスト超の部分の資金援助（約 11.4 兆円）を含めて考えた場合、前者は付保預金比率 2.2%程度、後者は付保預金比率 3.5%程度となる。

²⁹ 5兆円の付保預金比率は、2014 年度以降の付保預金の増加に伴い、2020 年度時点で 0.5%

(2) 積立目標の達成期間

これまで、大きな流れとして、2012年度から2021年度までの10年間に於いて、2021年度末に責任準備金を5兆円程度まで積み立てることを目標としてきた。また、海外でも、米国の最低積立比率（1.35%、推定付保預金対比）や、EU各国の預金保険基金の積立目標（付保預金比率0.8%）も、10年間の達成期間としている。こうした点を踏まえ、2022年度から2031年度までの10年間の積立目標の達成期間とすることが適当と考えられる。

その上で、上記期間内の預金の伸びを合理的に見込んで積立ての見通しを置きながら、預金保険料率の変動をできるだけなだらかにすることが望ましい。その際、預金の伸びに関する最近の実勢や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を勘案し、年率2%程度の預金の伸び率を用いて積立ての見通しを置くことが適当と考えられる（そうした見通しのもとでは、2031年度に付保預金比率0.7%を達成するのに必要となる責任準備金の目安の金額は7兆円程度になると算定される）^{30、31}。

(3) 預金保険料率、金融機関経営への配慮

こうしたもとの、上記期間内の預金保険料率（実効料率）については、当初から2021年度に比べ大幅に（2021年度に比べ半分程度の水準に）引き下げることが考えられる³²。

また、上記期間内において、当初の想定を超えて預金が増加した場合に、それに伴い当初の想定を超えた責任準備金の積増しや預金保険料率の引上げが必要となる事態を回避し、金融機関の保険料負担の見込みを立てやすくする等の観点から、実際の預金の伸び率が当初想定した伸び率を上回ったとしても、上記目安の金額を上記期間内の責任準備金の上限として機能させることが考えられる（その結果として、上記期間内に付保預金比率0.7%を達成できない状況もありうることになるが、その場合には達成時期を後倒しすることになる）。

こうした枠組みについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等

台後半（0.58%）まで低下している。

³⁰ 新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する前の2019年度の前年比伸び率は、付保預金につき1.8%、付保対象預金につき2.5%。

³¹ 過去10年程度の平均を踏まえて年率3%程度の伸び率を用いて積立ての見通しを置くことも考えられる（なお、2010～2019年度の10年間に於ける平均伸び率は、付保預金につき年率2.5%、付保対象預金につき年率3.4%）。これについては、強力な金融緩和等のもとでの預金の高い伸びを将来に亘り前提とすることになるのではないかとの意見があった。中長期的な預金の動向については様々な考え方があることから、上記のように過去の平均よりもやや低めの伸び率を用いて積立ての見通しを置くことに合理性はあると考えられる。

³² 上記の積立ての見通しでは、預金保険料率（実効料率）を2021年度に比べ半分程度の水準とするもとの、2031年度の付保預金比率0.7%の達成は可能となる。

もあり中長期的な預金の伸びが見通し難しくなっている状況下において、積立目標である付保預金比率（0.7%）を円滑に達成しようとするものであると考えられる³³。

そのもとでは、仮に預金の実際の伸び率が、当初想定した伸び率を継続的に上回るような場合には、上記目安の金額が責任準備金の上限として機能し、預金保険料率を初年度（2022年度）の水準からある程度引き下げていく状況となることも考えられる。

一方で、仮に預金の実際の伸び率が、当初想定した伸び率を継続的に下回るような場合には、上記目安の金額より低い水準の責任準備金で積立目標（付保預金比率0.7%）を達成しうる状況となる中で、預金の実際の伸び率をみながら、預金保険料率を引き下げつつ積立てを行っていくことが考えられる。

(4) 期間途中でのレビュー・見直し

今後10年間という期間の長さも考慮し、毎年度の運営委員会で預金の動向等や責任準備金の積立状況を確認するほか、たとえば5年後により詳しく、運営委員会等において中間的なレビューを行うことが考えられる。

また、そもそも、仮に金融システムの安定性に懸念を生じさせるような金融機関の経営不安・破綻が発生したり、預金の伸びが極めて大幅なものになったりするなどの大きな環境変化が生じた場合には、そうした状況を踏まえ上記の枠組みについて検討することが適当と考えられる。

(5) 期間終了時の検討

積立目標の達成期間が終了する際には、その時の預金の伸び等の状況を含む金融経済情勢や、金融機関の負担等を踏まえ、責任準備金や預金保険料率のあり方について改めて総合的に検討を行うことが適当と考えられる。

なお、こうした中で、機構としても、預金の動向や金融システムに関する状況の分析等に、今後、一層取り組んでいく必要がある。

以上の枠組みは、今後10年間において、国際的な動向も踏まえて設定した積立目標を金融機関経営にも配慮しながら目指していくものであり、全体としてバランスのとれた妥当なものとして評価することができると考えられる³⁴。

³³ なお、預金保険基金について付保預金比率等の比率を積立目標とするもとで、金額ベースの上限を設ける措置は少なくとも海外主要国ではみられない。

³⁴ 「今後、仮に金融機関の破綻への対応で5兆円を使い切ってしまった場合、金融機関の負担を考慮しつつ10年程度で5兆円程度の責任準備金を再構築できるようにする観点から、さらに2.5兆円程度積み増しておく必要があるのではないか。なお、そうした積増しは10年以上の期間をかけて行うことでもよいのではないか」という旨の意見があった。

上記のように10年間に大きな環境変化がなければ7兆円程度を上限として機能させる枠

2. 幾つかの意見について

(1) 「今後の預金の動向が見極め難いことも踏まえると、たとえば①当初段階における付保預金比率 0.7%相当額と実際の責任準備金（5兆円程度）との差額を計算し、当該差額を上記期間内で各年度に分割して積み立てる、②さらに、実際に預金が増加した場合には、それに対応して必要となる積立額を、上記期間も超えて各年度に分割して積み立てる、といった枠組みも考えられるのではないか」という旨の意見があった。

もっとも、預金の伸びに応じて預金保険基金の残高を調整していくことが積立目標として付保預金比率を導入する意義であり、そのもとでは一定期間内に目標とする付保預金比率の達成を目指すことが必要になる。こうした理解は、付保預金比率を積立目標としている諸外国でも前提とされている。

(2) 「①新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で預金がトレンドを外れる形で伸び、かつ、先行きも見通し難いこと、②金融システムの安定が当面見込まれる状況にあること、③バーゼルⅢの適用時期や、DX 及び ESG への対応も考慮する必要があることなどを踏まえると、預金保険料率は当面、今後3年程度はかなり低めに抑え、その後に引き上げることが考えられるのではないか」という旨の意見があった。

もっとも、こうした意見に関しては、積立目標を設定した場合にはその達成に向けて着実に積立てを行っていくべきであり、その間の預金保険料率の変動は、金融機関の負担への影響等も考慮して極力なだらかにすることが望ましいと考えられる。また、数年後の金融経済情勢も正確に予想し難い中で、4年後に預金保険料率を引き上げることとすれば、それがプロシクリカル（景気循環増幅的）な影響を及ぼす可能性もあると考えられる。

VI. その他の論点³⁵

1. 早期の破綻処理の開始

金融機関が破綻した際、その債務超過額が大きいほど一般勘定の負担も増大する。米国で行われているように³⁶、問題となっている金融機関を債務超過以前

組みは、こうした意見の考え方にも沿ったものになると考えられる。

³⁵ 今回の検討会では、可変保険料率は議論の対象としなかった。

³⁶ FDIC は、早期是正措置（Prompt Corrective Action）において、①自己資本比率 8%未満等の場合は、配当や役員報酬支払に関する議決禁止、資本回復計画提出等の措置を講じ、②同 6%未満等の場合は、資本増強命令、関連会社との取引制限、預金金利の制限等の措置を講じるほか、③自己資本比率（有形資本/総資産ベース）2%以下となった場合は、90日

の段階で早期に破綻処理できれば、一般勘定の負担の抑制にも繋がると考えられる。そうした観点から、機構として、監督当局による適切な金融機関監督がなされるもとで、金融機関の早期の段階での破綻処理、状況により債務超過以前の段階での破綻処理を、実効性ある形で行えるよう取り組んでいくことが必要であるとの意見があった。

もとより、早期・迅速な破綻処理は、金融機関の債務超過幅が小さい段階で、かつ、その企業価値を極力維持しつつ処理することで、破綻処理に要するコストを抑制するものであり、機構として不断に取り組んでいく必要がある。

2. 決済用預金と一般預金等の料率差の設定方式

預金保険料率を決定する際には、実効料率ベースでの料率をまず審議した上で、決済用預金（全額保護対象）に係る料率と、一般預金等（定額保護対象）に係る料率を、「付保預金1円当たりに換算した際の預金保険料が決済用預金と一般預金等で均一になる」ように設定している。

これは、決済用預金と一般預金等では保護範囲が異なるため料率についても格差を設けることが適当（決済用預金に係る料率が一般預金等に係る料率を上回ることが適当）である旨の金融審議会答申（2002年9月）を踏まえたものであるが、決済用預金を巡る最近の状況等も勘案し、こうした料率の格差の設定のあり方について、今後、改めて検討していくことが適当ではないかとの意見があった。

Ⅶ. おわりに

預金保険料率については、例年3月に開催される機構の運営委員会で審議の上、預金保険法の規定に基づき、変更する場合にはその議決を経て、内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）及び財務大臣の認可を受けることとされている。

本検討会としては、今回の検討が預金保険料率に関する運営委員会の審議に資することを期待している。

以 上

以内に管財人の任命等により破綻処理手続を開始することとされている。